

フードデリバリーサービスプラットフォーム事件 からみた「公正取引法」第 20 条第 5 号の規定

2021 年 9 月 17 日、台湾の公正取引委員会（以下「公正取引委員会」という）は、公処字第 110066 号処分書を発布した。その内容は、『あるフードデリバリーサービスプラットフォーム事業者がその出店する飲食店に対し行った、フードデリバリーサービスプラットフォームでの掲載価格への不当な制限、及び飲食店が「テイクアウト」の注文を拒否してはならないとする制限の行為について、台湾の公正取引法第 20 条第 5 号の規定に基づき、（公正取引法への違反として）計新台幣ドル 200 万の過料に処する。』というものであった。

本文においては、上述の事件から出発し、公正取引法第 20 条第 5 号の規定を簡略に紹介してから、公正取引委員会が今回行った処分の理由を説明する。

一、公正取引法第 20 条第 5 号の規定について

公正取引法で規制される各種の行為態様の中で、事業の垂直的取引行為に関わる場合の主な規範は、公正取引法第 20 条にある。それはいわゆる「競争を制限するおそれのある」行為についてであり、ボイコット（第 1 号）、差別的な待遇（第 2 号）、競争者の競争への参加又は従事を不当に阻害すること（第 3 号）、不当な方法をもって他事業者に競争の制限行為に参加させること（第 4 号）、及び取引の対象者の事業活動を不当に制限すること（第 5 号）など 5 種類の行為を含む。今回、事件の渦中にあるフードデリバリーサービスプラットフォーム事業者に対し、公正取引委員会が処分の依拠とした規定が、第 5 号「取引の対象者の事業活動を不当に制限すること」である。

公正取引法第 20 条第 5 号の「取引の対象者の事業活動を不当に制限することを条件として、それと取引する行為」に関し、公正取引法施行細則第 28 条では、「（公正取引法）第 20 条第 5 号にいう「制限」とは、**抱き合わせ販売・排他的取引・地域・顧客又は使用の制限及び事業活動を制限するその他状況を指す。**」と更に説明が行われている。いわゆる「抱き合わせ販売」とは、売り手が買い手に対し、独立して販売できるはずの二つ以上の製品（例えば、コピー機とコピー用紙）について、必ず同時に購入するよう要求し、さもなければ販売しないということを指す。また「排他的取引」とは、即ち独占的取引を指し、売り手が買い手に対し自ら（売り手）の商品しか

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

購入できない「排他的購入」と売り手が買い手のみに対し販売することのできる「排他的販売」の二種の状況が含まれている。

しかし、ここで特に強調すべきは、「制限」の行為は必ずしも公正取引法に違反するわけではなく、なおも競争の不当な制限のおそれの有無について判断する必要があるため、公正取引法施行細則第 28 条第 2 項「当事者の意図・目的・市場における地位・所属する市場構造・商品又は役務の特性及び履行状況の市場競争に対する影響などを加味して総合的に判断しなければならない。」の規定に従わなければならないということである。例を挙げると、公正取引委員会はその作成した解釈において、当該行為の正当性について「当事者の市場における地位及び所属する市場構造」を斟酌することは、市場が集中（独占や寡占の傾向にある）すればするほど、又は当該業者の市場力が大きければ大きいほど、制限行為を行う業者の違法の可能性がより大きくなる傾向があるためと示している。このほか、「商品又は役務の特性」から言えば、公正取引委員会は、自動車や家電製品など長期の使用に耐えられる耐久消費財よりも、消費者がより慎重に検討の上で購入することの少ない日常的な最寄品の方が、業者から要求する排他的取引による競争制限の効果が更に強いとも示している。

二、事件の背景と処分の理由について

1. 飲食店が随時に管理画面を通じてプラットフォーム上のメニュー価格を変更することができることと契約に約定しているもう一つの著名なフードデリバリーサービスプラットフォームとは異なり、今回処分を受けたのは、その出店する飲食店のフードデリバリーサービスプラットフォームへ掲載する価格が店内飲食価格より上回ることを許さないとするフードデリバリーサービスプラットフォーム（以下、「被処分者」という）である。当該被処分者が飲食店に修正の仕組みを与えたと称したのに対し、公正取引委員会は調査の結果、かかる仕組みが尚も被処分者の協力を得る必要があるうえ、被処分者が往々にして協力しなかったり、又は飲食店に販促イベントへの参加を強要する方向に転じたりすることがあると明らかにした。
2. このような事業活動の制限行為は、どのような根拠をもって「不当に競争を制限するおそれがある」に該当すると認定されたのであろうか。これについて、次の通りに理由を示す。
 - (1) 当事者の市場における地位及び所属する市場構造について、公正取引委員会はまず被処分者の市場占有率が高いことは、相当な市場力を持つことを顕示していると認定した。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (2) 商品又は役務の特性について、フードデリバリーサービスプラットフォームには、そのプラットフォームへ出店する飲食店を多く募集するほど、より多くの消費者が当該サービスを利用する傾向があり、より多くの消費者が当該プラットフォームを使用すれば、さらに多くの飲食店を惹き付け出店するようになるという、言わば「両面性市場」及び「間接ネットワーク効果」という特性がある。

上述の要素からもたらされた市場参入の障壁のほか、被処分者の行為は、飲食店が販売ルートの違いによるコスト差を販売価格に反映させることを阻害するものでもあった。また、たとえ他のプラットフォーム事業者がより低い割合の手数料（リベート）を取ったとしても、飲食店がそれゆえにかかる販売価格を下げることは不可能に限りなく近い（少なくとも店内飲食価格より下回る可能性はほぼゼロである）といえよう。これによって被処分者が、リベートの割合を増やすためのより良い交渉力を持ちながら、同時に合理的な消費者（出店数がより多く、かつ値段がより安いフードデリバリーサービスプラットフォームを選択する傾向がある）が常連となっていることは、他のフードデリバリーサービスプラットフォームの被処分者との競争力を間接的に低下させることになると指摘されている。それゆえ、公正取引委員会は、被処分者に対し、飲食店がプラットフォームへの掲載価格を実際の店内飲食価格と一致させようとすることを制限する行為について、公正取引法第 20 条第 5 号への違反と認定して、公正取引法第 40 条第 1 項に基づき新台幣ドル 100 万の過料に処した。

3. また、被処分者は、飲食店が「テイクアウト」の注文機能をデフォルトで有効にした上で、飲食店が注文を一定割合拒否したならばペナルティを受けるようにさせていた。公正取引委員会は、被処分者の市場力とその商品又は役務の特性を考慮しつつ、被処分者の行為により、飲食店がプラットフォーム上の自らと競争しなければならないこととなり、市場開拓の利益を享受できなくなるばかりか、イートイン及びテイクアウトを含む既存顧客の流失にすら直面する可能性がある」と結論付けた。同時に被処分者は飲食店から受け取ったリベート（手数料）でさらに消費者を補助する（例えば、割引クーポン）ことができ、その結果、より多くの消費者を惹き付けるようになり、それによって競争を制限する効果が生じることになったという。ゆえに、公正取引委員会は、被処分者が行っていた、飲食店が「テイクアウト」の注文を拒否してはならないとする制限の行為は、公正取引法第 20 条第 5 号に違反し、同法第 40 条第 1 項に基づき、新台幣ドル 100 万の過料に処した。上述の販売価格の制限行為をまとめてみると、公正取引委員会は、被処分者を合計して新台幣ドル 200 万の過料に処したことになる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

三、終わりに

今回のフードデリバリーサービスプラットフォーム事件から、公正取引委員会による公正取引法第 20 条第 5 号への違反の有無の判断基準については、ある程度知ることとは可能であろう。まず、「制限」の行為に関して、たとえ取り返す仕組みがあったとしても、その仕組みが事実上運用困難であり又は効果があまりない場合には、依然として制限行為へ該当すると公正取引委員会に認定される可能性があり、契約の当事者双方が制限条件の違反についてのペナルティを約定する場合に至っては言うまでもないであろう。また、「制限」の行為は必ずしも公正取引法に違反するわけではなく、尚も競争の不当な制限のおそれの有無について判断する必要がある。今回のフードデリバリーサービスプラットフォーム事件に対する処分は、公正取引委員会が、被処分者の市場における地位・所属する市場構造及び商品又は役務の特性などの要素を加味して総合的に判断したものであった。これに関して注目には値するのは、公正取引委員会が本件について発したプレスリリースで、台湾における大手フードデリバリーサービスプラットフォーム事業者 2 社が均しく「排他的取引」の契約を締結している飲食店に優遇を与え、そして飲食店をこのような排他的取引条項を含む契約の締結に惹き付けることに成功したと言及していることである。「排他的取引」は公正取引法施行細則第 28 条で明文的に記載されている「制限」行為に該当するとはいうものの、公正取引委員会は、現段階では公正取引法違反に認定することは難しいが、今後国内外のフードデリバリーサービスプラットフォームの市場集中が進み、プラットフォーム事業者が排他的取引条項を締結する規模が引き続き拡大し、又はその他強制的な効果を持つ制限を講じる場合には、公正取引法に違反する懸念が生じるとの見解を示した。いずれにせよ、公正取引法が保護しようとするものは、同法第 1 条で示しているように、「取引の秩序と消費者の利益を維持かつ保護し、競争の自由と公正さを確保し、経済の安定と繁栄を促進する」ということである。それゆえ、フードデリバリーサービスプラットフォーム事業者が競争を制限して不公正な状態を作り出すことが許されるのであれば、自由で公正な競争が確保できず、延いては、取引の秩序と消費者の利益も維持・保護できないばかりか、公正取引法制定の目的に反することになるであろう。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。